

旧軍港四市シンボルマーク使用基準

旧軍港市振興協議会（以下「協議会」という。）において作成した旧軍港四市シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の適正な使用を確保するため、次のとおり使用基準を定める。

（シンボルマークの目的）

1 シンボルマークは、旧軍港四市（横須賀市、呉市、佐世保市、舞鶴市）のシンボルとして広く使用することにより、その価値及び認知度を高めることを目的とする。

（申請の事務）

2 シンボルマークの使用に関する事務は、協議会事務局（以下「事務局」という。）が行う。

（使用の申請及び届出）

3 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめ「旧軍港四市シンボルマーク使用申請書（第1号様式）」（以下「使用申請書」という。）を事務局に提出するものとする。ただし、以下の各号に定める者は、仕様申請書に代わって「旧軍港四市シンボルマーク使用届出書（第2号様式）」（以下「使用届出書」という。）を提出するものとする。

- （1）旧軍港四市（横須賀市、呉市、佐世保市、舞鶴市）
- （2）新聞、テレビ、雑誌等において報道及び広報を目的に使用する者

（使用承認基準）

4 事務局は、次のいずれかに該当する場合は、シンボルマークの使用を承認しないものとする。

- （1）旧軍港四市のイメージ及び価値を害するおそれがある場合
- （2）特定の政治活動や宗教活動に関する認められる場合
- （3）法令や公序良俗に反すると認められる場合
- （4）特定の個人または団体の売名に利用されると認められる場合
- （5）前各号に掲げる事項のほか、協議会が不適切と判断する場合

（使用の承認）

5 3の申請があった場合には、事務局は、4の使用承認基準に基づいてシンボルマークの使用の可否を判断し、使用を承認する場合には、「旧軍港四市シンボルマーク使用承認書（第3号様式）」を交付する。

（デザイン）

6 シンボルマークのデザインは、別紙のとおりとする。

（商標登録等）

7 使用者は、シンボルマーク並びにシンボルマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠

登録をしてはならない。

(成果物の提出)

8 使用者は、シンボルマークを使用した際は、成果物がわかる資料（印刷物、写真、電子ファイル等）を速やかに事務局に提出するものとする。

(改善の指示)

9 事務局は、使用者が使用基準等を遵守せずにロゴマークを使用している場合は、使用承認後にあっても使用者に改善を指示することができる。

(使用承認の取消し)

10 使用者が、前条の改善指示に従わない場合には、シンボルマークの使用承認を取り消すことができる。

(問題への対処)

11 シンボルマークの使用に起因する問題が起こった場合は、協議会及び事務局は一切の責任を負わない。また、問題が起こった際には、使用者は速やかに事務局に報告するとともに、対策を講じなければならない。

(その他)

12 この使用基準に定めのない事項については、協議会会長が定める。

附則

この使用基準は、平成28年11月9日から施行する。

(別紙) シンボルマークのデザイン



1. 縦横比率を変えずにサイズを変更することができる。
2. 90°、180° または 270° 回転させることができる。
3. 自由に色を指定することができる。
4. 上記1～3以外のデザインの変更は認めない。また、デザインの変更を行う場合にはシンボルマークの視認性を確保するよう務めなければならない。